

海岸保全施設等災害復旧事業（継続）

【33（127）百万円】

対策のポイント

災害により被災した、海岸保全施設及び地すべり防止施設の災害復旧を実施します。

（災害を巡る現状）

- ・ 我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害をきわめて受けやすい状況下であり、毎年多くの災害が発生しています。
- ・ 災害復旧事業については、農業の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全並びに農村地域の安全性の向上を図るため、早期復旧が求められています。

政策目標

適切かつ速やかな災害復旧の実施

<内容>

「海岸法（昭和31年法律第101号）」により指定されている海岸保全区域において、農地の保全に係る海岸保全施設（堤防、護岸、突堤等）の災害復旧を実施します。

「地すべり等防止法（昭和33年法律30号）」により指定されている地すべり防止区域において、農地の保全に係る地すべり防止施設（排水施設、擁壁、土留工等）の災害復旧を実施します。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 都道府県、市町村
2. 基本負担率 内地：2/3、北海道・離島・奄美・沖縄：4/5

（但し、当該地方公共団体の標準税収入により負担率の嵩上げ制度あり。
また、激甚災害に指定された場合、激甚法による負担率の嵩上げ制度あり。）

3. 事業実施期間 海岸保全施設災害復旧事業：昭和31年度～
地すべり防止施設災害復旧事業：昭和33年度～

【担当】 農村振興局防災課

木下・山本（03）6744-2211（直）